

# 熊谷市部活動ガイドライン

平成31年3月

熊谷市教育委員会

## 目次

1	市方針策定の趣旨等	・・・ 1
2	適切な運営のための体制整備	・・・ 1
3	部活動の適切な休養日及び活動時間の在り方	・・・ 2
4	参加する大会・コンクール等の校外における活動の見直し	・・・ 3
5	望ましい部活動の在り方	・・・ 3
6	安全管理と事故防止の徹底	・・・ 4

## 1 市方針策定の趣旨等

学校の部活動は、スポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、本市のスポーツ、文化及び科学等の振興を大きく支えてきた。生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ、文化及び科学等に親しませるだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

一方では、過度な練習による教員の多忙化と生徒の肉体的・精神的な負担の増大、少子化に伴う部活動開設数に関する問題、生徒や保護者のニーズの多様化等の課題に直面し、部活動を持続可能なものにするためにも、早急な対応に迫られている。

スポーツ庁では、平成30年3月、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が、地域・学校・競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を策定した。

熊谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、国のガイドライン及び県の方針を参考に、「熊谷市部活動ガイドライン」を策定する。運動部に加え、文化部も対象とした部活動全体のガイドラインとする。

## 2 適切な運営のための体制整備

### (1) 各校の活動計画の作成

- ① 校長は、本ガイドラインに則り、部活動の運営を行う。
- ② 部活動顧問（以下「顧問」という。）は、年間の活動計画及び毎月の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール等の日程等）を作成し、校長に提出する。
- ③ 校長は、提出された活動計画を「学校教育の一環」という視点で確認し、顧問に指導する。
- ④ 顧問は、年間の活動計画及び毎月の活動計画を各部の生徒及び保護者に通知する。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、生徒や教員の数等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部・文化部を設置する。
- ② 校長は、各部の顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や外部人材の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ③ 部活動は、原則として顧問の指導の下実施する。ただし、平日、会議等でやむを得

ず立ち会うことができない場合は、他の職員に指導を依頼するとともに、生徒へ事前に練習内容を伝え、危険な内容は行わないことを周知徹底させる。休業日の部活動についても、顧問の指導の下実施する。

### (3) 外部人材の任用・配置

教育委員会は、部活動の充実と活性化及び教員の負担軽減を図るために、部活動指導員及び外部指導員を任命し、各中学校の実情と希望を踏まえ予算の範囲内で配置する。

#### ① 部活動指導員

顧問と連携し、生徒に対し、直接的な指導を行う。土日を含む単独指導、大会参加生徒の引率、大会運営に関わる業務（審判、事務）等を行う。

#### ② 外部指導員

顧問の統率管理の下、技術的指導の補助を行う。

### (4) 保護者の協力体制

① 学校及び顧問は、年度当初に保護者会等を開催し、学校及び各部の部活動の運営方針・年間計画・部費及び必要経費等について保護者に説明するとともに、保護者の理解と協力を得ることに努める。

② 顧問は、部費等を適切に管理するとともに、その執行状況について保護者に報告する。

③ ユニフォーム、練習着、用具等の購入については、保護者の経済的な負担を考え、高価になることがないように配慮する。

## 3 部活動の適切な休養日及び活動時間の在り方

(1) 休養日及び活動時間については、以下を基準とする。

① 学期中は、月当たり8日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも4日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも4日以上を休養日とする。週末に大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

② 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、一定程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

③ 学校閉庁日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は原則休養日とする。

④ 1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。（活動時間とは、実質の練習時間を指し、準備・片付け、グラウンド整備、移動時間等は、含まないものとする。）

(2) 部活動の実態や特性により、年間を見通した長期的な視点で活動時間や休養日を設定

する必要がある場合は、(1)の休養日数と同数以上になるように設定する。

(3) 休養日の設定に当たっては、保護者と連携を図りながら設定し、理解を求める。

#### 4 参加する大会・コンクール等の校外における活動の見直し

(1) 校長は、学校教育の一環として適切かどうか等を考慮し、参加する大会・コンクール等を精査する。

(2) 大会・コンクール等に参加するに当たっては、顧問は、生徒の教育上の意義、費用負担や交通手段も含め保護者に十分な説明を行う。

(3) 大会・コンクール及び練習試合等に参加するなど校外で活動する場合は、以下のことについて配慮する。

① 顧問は、実施日や活動場所、引率方法などを明記した引率届けを提出するなど所定の手続きを確実に行之、あらかじめ校長の承認を得る。

② 活動場所への移動手段は、原則として公共の交通機関を利用する。

③ 活動場所への移動手段として自転車を利用する場合は、保護者に対し、生徒が自転車賠償保険に加入していることをあらかじめ確認をする。

④ 校外で練習試合を実施する場合は、原則埼玉県内の学校とする。

#### 5 望ましい部活動の在り方

(1) 部活動への所属

① 部活動は、学校の教育計画外の活動として、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、その所属については生徒の選択によるものとする。

② 少子化等により規模が縮小している学校においては、学校に設置する部活動の数について、生徒や教員の数、部活動指導員の数等を考慮して適正化していく。

(2) 適切な指導の実施

① 部活動の指導において、顧問、部活動指導員等による威圧・威嚇発言や暴力行為は体罰等として許されないものである。先輩、後輩等の生徒間でも同様に許されないものであり、暴力行為やいじめ等の発生を防止することが必要である。

② 運動部活動顧問は、以下の点に留意して指導を行う。

ア トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上

につながることを正しく理解し、指導を行う。

イ 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒が心身の極度の疲労により意欲を失ってしまうことなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう指導を行う。

ウ 専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で、指導を行う。

- ③ 文化部活動顧問は、生徒が生涯を通じて文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒が、心身の極度の疲労により意欲を失ってしまうことなくそれぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りながら指導を行う。

## 6 安全管理と事故防止の徹底

### (1) 安全管理と事故防止

- ① 「熊谷の子どもたちは、これができます！『4つの実践』と『3減運動』を積極的に推進し、運動と生活習慣の関係について指導する。また、生徒自身が、自己の健康状態や体力を知り、それに応じて運動を実践することができるよう指導する。
- ② 施設・設備・用具の定期的な点検とともに、使用前・使用後の点検についても習慣化する。異常がある場合は、速やかに適切な処置を施す。
- ③ サッカーゴール、防球ネット等の重いものは、必ず固定する。どうしても固定できないものは、倒して保管し、使用時は必ず固定する。
- ④ 生徒の実態に即した指導計画を作成し、学年や個人差等に配慮し、段階的な指導を行う。
- ⑤ 活動開始前に、生徒の健康状態を必ず把握する。体調がすぐれない生徒に対しては、「休ませる」「家庭に連絡をとる」等の適切な措置をとる。
- ⑥ AEDをいつでも使えるよう定期的に点検し、保管場所、使用方法等を全職員で共通理解しておく。
- ⑦ 暴風や竜巻、雷、激しい雨等の情報収集に努め、それらが予測される場合には、外での練習を即座に中止し、生徒の安全確保に努める。
- ⑧ 光化学スモッグが発生した場合は、直ちに屋外での活動を取りやめて、生徒を校舎内へ避難させる。
- ⑨ 熱中症の予防については、以下のように対応する。
- ア 体が暑さに慣れていない時季（5月～7月初旬）は、熱中症が発生しやすいため、生徒の健康観察を随時行いながら活動するとともに、運動時間を短くするなど、徐々に暑さに体を慣れさせるようにする。
- イ 個人で、適宜、水分・塩分補給をできるよう環境を整える。

ウ こまめに休憩の時間を設ける。

エ 屋外で活動する場合は、直射日光が当たらないよう帽子を着用させる等の工夫をする。

オ 吸湿性と通気性のある軽装で取り組ませる。防具をつけるスポーツでは、休憩中に衣服をゆるめ、できるだけ熱を逃がすよう指導する。

カ 熱中症は、室内でも起こりうるため、文化部についても運動部と同様に室温や風通し、生徒の体調等に注意して活動させる。

キ WBGT値が、「4」の「嚴重警戒」に達した場合は、WBGT値の収集及び生徒の体調や水分補給に一層配慮し、実態に応じて適切に対応する。「5」の「危険」に達した場合には、暑い中での運動を中止し、生徒の生命の尊重を最優先にする。

## (2) 事故発生時の基本的な対応

- ① 各校で事故発生時の「緊急対応マニュアル」を作成する。全教職員で共通理解を図り、万が一の事故の際には、全教職員で迅速な対応をとれるようにする。
- ② けがをしたり、具合が悪くなったりした時には、直ちに運動を中止し必要な処置をするとともに、特に見えないけがの場合は、「しばらく学校で様子を見る」のではなく、ためらうことなく救急車を要請する。「1秒でも早くプロの手に！」